明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業六）　一

〔告示〕
○構造改革特別区域計画を認定した件（内閣府七〇～七三）　一
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（同七四～七六）　二
○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（同七七～八四）　二
○天皇陛下は第七十四回国民体育大会に御臨場になる件（宮内庁一四）　三
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一一二）　三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産七四五）　七
○生産業者及び輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（同七四六）　七
○肥料の登録が失効した件（同七四七）　七
○飛行制限区域を定める告示（国土交通四八五）　七
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同四八六～四九〇）　八
○道路に関する件（関東地方整備局四一、四二）　八

〔人事異動〕
内閣　法務省　防衛装備庁　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　九

〔公告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
会社その他　二九

省令

○農林水産省・経済産業省令第六号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百四十二条第一項の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月二十九日

農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（第二種特定商品市場類似施設で取引する商品及び商品指数の指定） **第百六十四条**　法第三百四十二条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる商品又は商品指数とする。 一～十一　（略） 十二　電力	（第二種特定商品市場類似施設で取引する商品及び商品指数の指定） **第百六十四条**　法第三百四十二条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる商品又は商品指数とする。 一～十一　（略） ［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。